

令和3年度 第1回

鶴岡市景観審議会 資料

1. これまでの実績と評価
2. これからの景観まちづくりの課題
3. 景観計画の位置付け
4. 景観計画改定スケジュール
5. 景観計画改定骨子(案)(別冊)

令和4年2月14日

鶴岡市建設部 都市計画課

1. これまでの実績と評価

【実績①】 景観審議会の開催

- 平成17年1月に発足し、昨年度までに延べ16回の審議会を開催。
- 平成20年3月26日付けで旧鶴岡市景観条例及び旧羽黒町景観条例を引き継ぎ景観法に基づく景観条例を公布。これ以降は条例に規定する審議会として開催。

(主な議題)

✓ (H16～H19) 景観計画の策定

※条例規定前の審議会を含む

✓ (H19～H24) ふるさと景観資源

✓ (H24) 大規模建築行為の届出に関する勧告 (色彩)

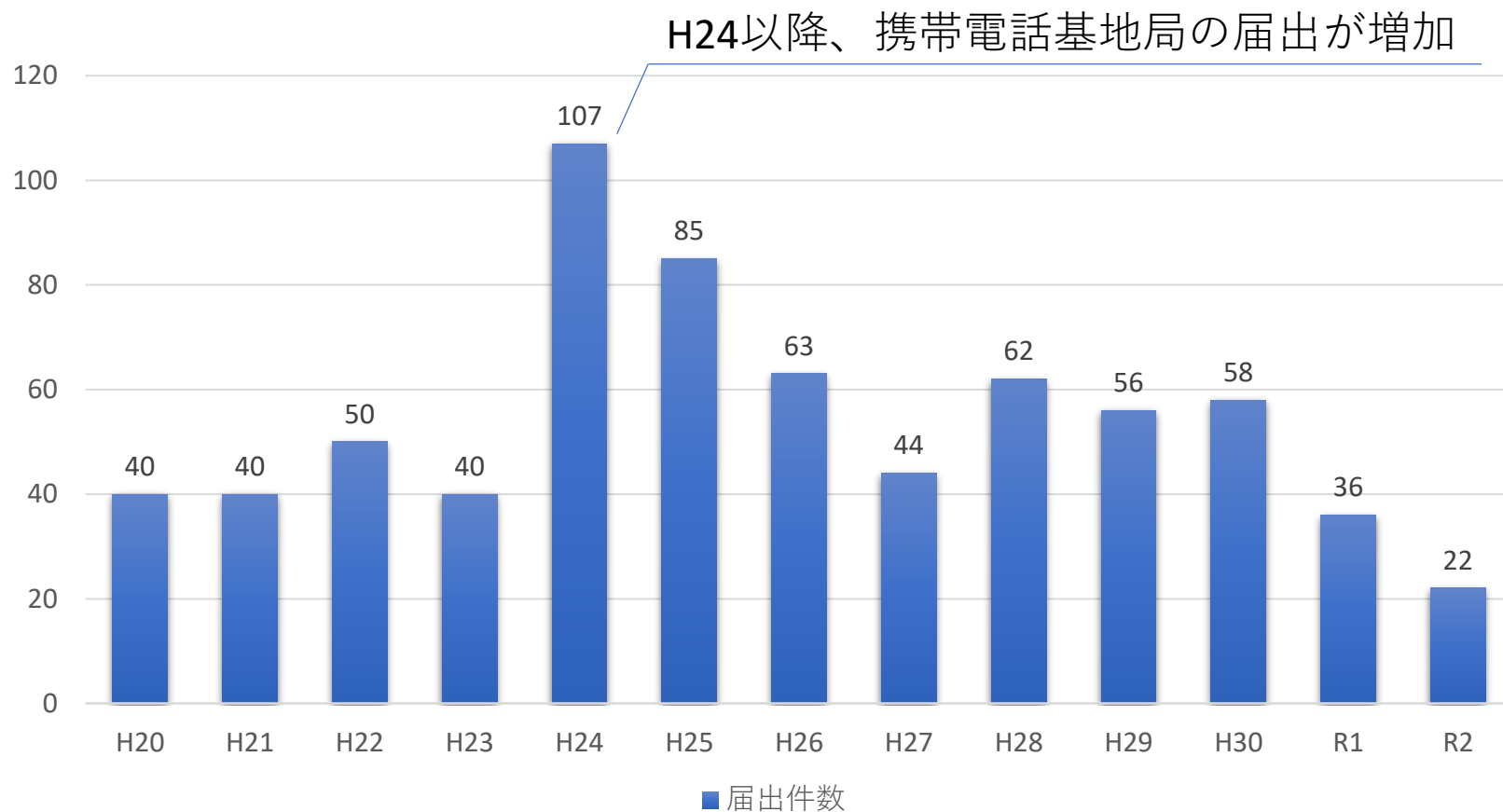
✓ (H22～H25) 歴史的風致維持向上計画 (案)

✓ (H23～H28) 高度地区の特例許可 (4件)

✓ (H28) 緑の基本計画 (案)

✓ (R2) 風力発電施設の設置等に係るガイドラインの改正

【実績②】 景観法第16条第1項に基づく大規模建築物等の届出審査



【評価①】 対外的な評価

平成26年度都市景観大賞 (国土交通大臣)

「鶴岡市シビックコア周辺地区」

鶴岡市、馬場町五日町線まちづくり協議会
が連名で受賞

眺望景観資産（県景観条例）の指定

- 創造の森からの庄内平野の眺め
- 大山公園（尾浦八景）からの自然と市街地と庄内平野をとりまく山々の眺め

やまがた景観物語（県）の指定

- 国宝羽黒山五重塔と表参道杉並木
- マリンパークねずがせきから見る夕暮れの日本海と弁天島の眺め
- 日本最大の蚕室群「松ヶ岡開墾場」
- 出羽の古道六十里越街道から見る七ツ滝

都市計画高度地区の設定（中心市街地の商業系用途地域への高さ制限）及び特例許可制度の運用（コミュニティアーキテクトによるデザインレビュー）

景観保全、居住環境保全の観点から取組に対して良い評価を得ている（専門誌での紹介など）

【評価②】 景観計画 2 (1) 基本目標に対応する活動

基本目標「鶴岡市の美しく豊かな自然を守り育て、地域の個性を尊重し歴史的・文化的資源を大切にした魅力的な景観形成を行います。」

○自然環境の保全・育成に努め、自然環境と調和した景観形成

⇒ 風力発電施設の設置等に係るガイドライン改正などを通して自然景観の保護の重要性に対する市民の共通理解が一定程度図られた。

○地域の個性を生かし、市民の誇りとなる景観形成

⇒ 市が募集した「ふるさと景観資源」や「都市景観賞」に多くの応募があり、市民の意識醸成が図られた。

⇒ 県で募集した「やまがた景観物語」に対して各地域から積極的な応募があり、4か所の指定につながった。

○貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成

⇒ 歴史的風致維持向上計画策定などにつながった。

○緑を増やし生活と環境にうるおいをもたらす景観形成

⇒ 地区計画における緑化規定、緑の基本計画策定などにつながった。

2. これからの景観まちづくりの課題

- 大規模再生可能エネルギー施設（太陽光発電施設、風力発電施設）は、景観に与えるインパクトが大きいことから、自然景観の保護との兼ね合いを予め考えておくことが重要。
- 歴史的風致維持向上計画の重点区域と日本遺産関連区域が重複する「手向地区」と「松ヶ岡地区」については、観光活性化等に寄与する歴史的景観の保全が重要なことから、景観分野からの更なる調査研究、整備が必要。
- 城下町の町割りで整備された通りや内川から周辺の山々を望む眺め（山当て景観）は、昔から市民に親しまれていることから、鶴岡らしさを表す通りや内川のビュースポットとして大事に守り引き継いでいかないと失われてしまうおそれがある。

3. 景観計画の位置付け

鶴岡市総合計画

(上位計画)

反映

鶴岡市景観計画

(関連計画)

反映
連携

(都市再興基本計画)
都市計画マスタープラン
立地適正化計画

緑の基本計画

歴史的風致維持向上計画

反映

施策立案

届出審査

ガイドライン
策定

公共工事

4. 景観計画改定スケジュール

年月	内容
令和4年 2月～3月	(2月14日) 景観審議会 (2月16日) 歴まち推進協議会 (3月16日) 都市計画審議会 ・ 計画改定骨子(案)への意見聴取 ※現計画策定時のスケジュールを参考を設定
4月～6月	景観まちづくり市民フォーラム(仮称)の開催 景観審議会 ・ 計画改定(案)の中間報告 計画改定(案)の公表、意見募集 関係団体等説明会
7月	景観審議会 歴まち推進協議会 都市計画審議会 ・ 計画改定(案)への意見聴取
9月以降	①条例改正 ②計画改定の告示 ③施行(周知期間を確保して施行日を設定)